

令和2年4月14日

市内生活介護事業所 管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での生活介護について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、標記の件について報酬の対象と認める臨時的な取扱いを別紙のとおり定めます。各事業所で臨時的な在宅での支援を検討する場合は参考にしてください。

なお、状況が改善し、各事業所で通常の運用に戻せると判断した場合は、速やかに通常の運用に戻してください。

【別添資料】

- (別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（生活介護サービスを在宅で提供することについて）
- (別紙2) 臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（生活介護）
- (別紙3) 臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（生活介護）

担当

支援第一係 金井（雅）

電話 571-1011

令和2年5月1日

市内就労継続支援事業所
就労移行支援事業所
生活介護事業所 管理者各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での支援について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、既に4月14日付け深谷市福祉健康部障害福祉課長通知において、在宅での支援についてご案内させていただいておりますが、サービス提供に係る要件等について下記のとおり改めることとします。

また、要件の変更に伴い報告書の様式についても別紙のとおり変更いたします。なお、報告書を既に提出されている事業所におかれましては、再提出の必要はございませんが、変更後の要件を考慮したうえでご対応いただきますようお願いいたします。

記

■サービス提供に係る要件⑦（就労継続支援・就労移行支援）

変更前	在宅で実施する個別支援については、指定特定相談支援事業所と連絡調整のうえ、各利用者の個別支援計画に盛り込むこと。
変更後	在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

■サービス提供に係る要件⑤（生活介護）

変更前	原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。 <u>利用者から居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を行うこと。</u> また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、速やかに計画相談支援事業所と調整すること。
変更後	原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。 <u>ただし、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行うこと。</u> また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、速やかに

	計画相談支援事業所と調整すること。
--	-------------------

■障害福祉サービス費の請求について（就労継続支援・就労移行支援・生活介護）

変更前	請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。
変更後	請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。なお、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求してください。 (例) 電話連絡による支援／訪問による支援

■日報等の開示について（就労継続支援・就労移行支援・生活介護）

変更前	報酬の支払いに関して提供された支援内容等を確認する必要がある場合は、日報等をご開示ください。
変更後	支援内容等について日報等を作成するとともに、サービス提供記録についても作成し、支援内容等を記載してください。また、障害福祉サービス費の支払いに関して必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

担当

支援第一係 金井（雅）

電話 571-1011